

佃島小学校 P T A 会員規則

(中央区立佃島小学校)

第一章 名称と所在

第1条

本会は佃島小学校 P T A と称する。

第2条

本会は事務所を佃島小学校内に置く。

第二章 目的

第3条

本会は父母と先生が一体となり児童の教育を助長し、福祉を増進し、教育的環境の向上をばかり、併せて会員相互の融和と協力を深めることを目的とする。

第三章 方針

第4条

本会は教育を本旨とする民主団体であり、政党的、宗教的、営利的な目的とした活動には一切関与しない。

第5条

本会は自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配、統制、干渉も受けない。

第6条

本会は第3条の目的を達成するために次の活動をする。

1. 児童の福祉を増進する事項。
2. 児童の教育、保健に関し必要と認めた事項
3. 家庭と学校との理解と協力に関する事項。
4. その他本会の目的を達成するに必要と認めた事項

第四章 会員

第7条

本会の会員は次の通りとする。

1. 佃島小学校に在籍する児童の父母または父母に代わる者
2. 佃島小学校の教職員
3. 本会の主旨に賛同する者

第五章 会計

第8条

本会の運営に要する経費は、会費、特別会費及びその他の収入による。

第9条

本会の会費の金額は総会の承認を得て決定する。

第10条

本会の会費の金額は総会において議決された予算に基づいて行われる。

第11条

本会の決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第12条

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第六章 役員及び役員の選出

第13条

本会の役員は第7条第1項、第2項に該当する者の中より選出し、次の通りとする。(但し、会長はその限りにあらず)

1. 会長 1名
2. 副会長 5名 (P4名 T1名)
3. 総務 3名 (P2名 T1名)
4. 書記 2名

5. 会

6. 監

第14条

本会の役員の任を妨げない。

第15条

本会の役員は会を設けて選

第16条

役員選出委員

1名宛、教職
し構成する。

第17条

役員選出委員
会長候補者と
記、会計、監
認を得る。

第18条

役員選出委員会
に解散する。

第七章 役員

第1節 役員

第19条

本会の役員の任

1. 会長は会を
し、総会そ
てその運営

2. 副会長は会
事故にある
める。

3. 総務は総会
他の集会の
庶務事項を

5. 会計 3名 (P2名 T1名)

6. 監査 2名

第14条

本会の役員の任期は1か年とし、再任を妨げない。

第15条

本会の役員は年度末に役員選出委員会を設けて選定する。

第16条

役員選出委員会は、各学年会員より1名宛、教職員会員より1名を選出し構成する。

第17条

役員選出委員会は、会長を選び、会長候補者と共に副会長、総務、書記、会計、監査を選び、総会の承認を得る。

第18条

役員選出委員会は、目的達成後直ちに解散する。

第七章 役員の任務及び集会

第1節 役員の任務

第1.9条

本会の役員の任務は次の通りとする

1. 会長は会を代表し、会務を統轄し、総会その他の集会を招集してその運営に当たる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が事故にあるときはその代理を務める。
3. 総務は総会・運営委員会・その他の集会の協議内容を把握し、庶務事項を掌る。

4. 書記は総会・運営委員会等の記録をとり、必要に応じて会員に報告する。

5. 会計は総会が決定した予算に基づいて、会計事務を処理する。総会において会計監査を経た決算を報告する。

第20条

本会に顧問、相談役若干名をおくことができる。

顧問、相談役は、会長が推薦し、総会に報告する。

顧問、相談役は、本会の諮問機関である。

第2節 集会

第2.1条

本会は、本会目的達成のため次の集会を行う。

1. 総会
2. 学級委員会
3. 運営委員会
4. 常置委員会
5. 学年・学級委員会
6. 特別委員会

第2.2条

本会の総会またはその他の集会は、次の場合に会長がこれを招集して開催する。

1. 会長が必要と認めた場合。
2. 会員の5分の1以上の要求があった場合。

第3節 総会

第23条

総会は本会の最高議決機関である。

第24条

総会は全会員で構成し、招集の時期により定期総会と臨時総会とにわかれれる。

第25条

定期総会は年度始めに開かれ、新会員に関する報告、役員の選任、解任会費、会則の変更、年度計画及び予算案の審議議決、決算の承認を求める。

第26条

臨時総会は必要に応じて招集し、緊急事項の議決を行う。

第4節 学年学級委員会

第27条

学年学級委員会は本会の母体である

第28条

学級委員会は、学級毎に委員長をおき、委員長を中心として教職員と父母の協力と理解を深める。

また、学級委員長の中より学年委員長を互選する。

第5節 運営委員会

第29条

運営委員会は本会の審議機関である

第30条

運営委員会は、本会の事業の計画及び予算会計を審議し総会に提出する報告書を作成し、その他重要事項を協議決定する。

第31条

運営委員会は教職員および役員、各常置委員長、学年委員長、学級委員長をもって構成する。

第6節 常置委員会

第32条

常置委員会は本会の実行機関である

第33条

常置委員会は各常置委員会にわかれ必要事項を審議し、採決事項を運営委員会に提出して承認を求め、これを行う。

第34条

常置委員会は学年・学級委員長を除く学級委員及び教職員を以て構成する。

第35条

五

常置委員会を次の四常置委員会にわける。

1. 広報委員会
2. 成人教育委員会
3. 保健体育委員会
4. 校外委員会

第36条

常置委員会は常置委員の互選により委員長1名、副委員長1名を選出し会長は、これを委嘱する。

第37条

常置委員会は、委員長が必要と認めた場合、会長の承認を得て招集開催することができる。

第38条

常置委員会の担当事項は次の通りとする。

1. 広報委員会

…広報

2. 成人教育委員会

…文部省

3. 保健体育委員会

…体育委員会

4. 校外委員会

…校外委員会

(校外活動)

第39条

学年・学級委員会の連絡連携

じ、会長これ

第40条

特別委員会は

任された特定

長が委嘱し、

めて構成し、

委員会に報告

第7節 監査

第41条

監査は隨時会員の定期総会に会員による。

第八章 議決

第42条

本会の議決は

の賛成がなけ

第43条

本会会則の変更に関する議決

1. 広報委員会
…広報の発行
2. 成人教育委員会
…文化行事
(講演会・講習会・映画会等の実施)
3. 保健体育委員会
…体力の向上と健康の増進に
関すること (厚生・運動・衛生)
4. 校外委員会
…校外での健全育成
(校外活動関係団体との連絡、交通安全に関すること)

第39条

学年・学級委員会は、学年・学級間の連絡連携を密にするため必要に応じ、会長これを招集して開催する。

第40条

特別委員会は必要に応じ、会長に委任された特定の目的達成のため、会長が委嘱し、運営委員会の承認を求めて構成し、目的達成したとき運営委員会に報告して解散する。

第7節 監査

第41条

監査は隨時会計状況を監査し、また定期総会に会計監査の状況を報告する。

第八章 議 決

第42条

本会の議決は会議の出席者の過半数の賛成がなければならない。

第43条

本会会則の変更、または本会の解散に関する議決は、総会の出席者数の

3分の2以上の賛成がなければならぬ。

第九章 付 則

第44条

本会の会則施行に関しては、各委員会が別に細目を定めることができる但し、この場合運営委員会の承認を必要とする。

第45条 (会則改正)

平成七年五月三十一日一部改正。
(校外補導委員会改め、校外委員会と改称する)

第46条 (会則改正)

平成八年四月三十日一部改正。
(学級学年委員会規定の改正)

第47条 (会則改正)

平成十年五月二十二日一部改正。
(ベルマーク委員会新設に関する改正)